

6月は現況届の提出と児童手当の支給月です

児童手当は、国内に住所があり、支給対象児童を養育している方に支給し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とした国の制度です。

○対象児童 中学校修了前まで

○支給額（月額）

・3歳未満

15,000円（一律）

・3歳以上小学校修了前

10,000円

（第3子以降15,000円）

・中学校修了前

10,000円（一律）

・所得制限以上

5,000円（一律）

○支給日

6月・10月・2月にそれぞれ

前月分までを支払

○現況届

児童手当を継続して受給するため、毎年6月中に児童の扶養を確認する現況届の提出が必要となります。

6月上旬に必要な書類を受給者の方へ送付しますので、期日までに提出してください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎00006（直通）

カメムシ防除薬剤購入に対する助成のお知らせ

カメムシによる「斑点米」が、等級を下げる大きな原因になっているため、町病害虫防除協議会では、水稲カメムシ防除薬剤の購入に対して、今年度も助成を行います。

○助成対象者

助成対象薬剤を購入し、防除対策を行った方

○助成対象薬剤及び助成金額

水稲作付面積に応じて、10アール単位で補助します。

※作付面積の合計は10アール単位とし、以下端数は、切上げとなります。

・スタークル豆つぶ

250g入り1袋につき

1,000円

・スタークル液剤

500ml入り容器1本につき

200円

○補助金の交付申請

7月31日(金)までに、産業課備え付けの申請書にて手続きを行ってください。

○持参するもの

・印鑑
・領収書、又は購入したことが証明できる書類

・振込先が確認できるもの（通帳等）

※効果的な防除のポイント
畦畔雑草の除草など、出穂10日から15日前までに行うことが効果的です。出穂期に行うと、カメムシを水田に追い込むため、ご注意ください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）

水田活用の直接交付金交付申請受付会及び相談会の開催のお知らせ

水田活用の直接支払交付金（転作交付金）の交付申請を希望する方に対し、受付及び相談会を次のとおり開催します。希望される方は、必ずご参加ください。

受付会は、今回のみとなりますので、申請漏れがないようご注意ください。

○交付金の交付対象者

販売目的で転作物を作付する農家の方

○日時 6月17日(水)～19日(金)

午前9時～午後4時
※都合の悪い方は、ご連絡ください。

○場所 JA茨城むつみ

五霞支店2階 会議室

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）

※令和2年度の転作現地確認については、経営所得安定対策直接支払交付金の申請をした農業者の転作ほ場を確認します。実施日等は、申請者に対して個別にお知らせをします。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、地域のみなさんからの人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、地域住民のみなさんに人権について関心を持ってもらえるような様々な啓発活動を行っています。この制度は官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度で、諸外国には例を見ないものです。現在約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

○各種人権相談窓口

①みんなの人権110番
☎0570(003)110

②子どもの人権110番
☎0120(007)110

③女性の人権ホットライン
☎0570(070)810

④インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp>

○①～③開設日時
月曜日から金曜日まで毎日（休日除く）

④受付時間 24時間

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595（直通）



生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

・ふれあいセンター
・堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595（直通）